

目 次

1. 会長挨拶	会 長 松浦 正展	1	
2. 支部便り	延岡支部 稲葉 博	3	
	日向支部 北山 高之	3	
	児湯支部 橋口 幸治	4	
	宮崎支部 上田 敏文	4	
	小林支部 小柳 誠次	5	
	都城支部 蓑原 照光	5	
	日南支部 落丸 正博	6	
3. 新入会員紹介	宮崎支部 衛藤 要二	7	
	宮崎支部 田村 さち	7	
	宮崎支部 川越 逸男	8	
	児湯支部 江藤 邦仁	8	
	宮崎支部 高岡 宏文	8	
4. 思い出の事件	宮崎支部 竹下 盈紘	9	
5. 特 集 「個人情報保護法について」	総務部長 松崎 靖尚	10	
6. 特 集 「平成18年度登記所備付地図作成作業」…公嘱協会理事長	土屋 洋二	16	
7. 特 集 「筆界特定制度」について		18	
	「筆界特定制度の現状と展望」		
	宮崎地方法務局筆界特定登記官 杉本 孝敏	19	
	筆界特定委員研究会の発足…筆界考古学を目指して…		
	座長 児玉 勝平	19	
	筆特（ひっとく）に何想う	宮崎支部 鎌田 隆光	20
8. 「は か る」		23	
9. 「得にもならない必要な知識」		24	
10. 「随 筆」	日向支部 北山 高之	25	
11. おめでとうございます	宮崎支部 塩月 聖児	27	
12. スタッフ紹介	日向支部 三木 優	28	
13. 会務報告		28	
14. 編集後記		33	



あいさつ

宮崎県土地家屋調査士会
会長 松浦 正展

梅雨に入り、蒸し暑い日が続き、いったん降り始めると連日雨模様となり、現場作業に支障が出ていることと思います。お体をご自愛され健康にご留意されますよう祈念いたします。

さて不動産登記法の大改正が行われ、平成18年1月20日筆界特定制度が施行され、最後のADRが平成19年4月1日から施行されます。登記行政の大転換であり、土地家屋調査士として軌道に乗るよう全面的に協力していかなければならないことはいまでもありません。ペーパー申請からオンライン申請への移行であり、「瓦葺」から「かわらぶき」と表現が変わるなど戸惑いを禁じ得ませんが、法律が変わり、オンライン申請が主であり、従として紙による申請も受け付けますとなっております。全てオンライン申請を中心に考えていかないと理解出来なくなります。代理人としてオンライン申請を行う為の電子証明書として、連合会認証サービスが特定認証局として認可され、オンライン庁に指定された順に利用申し込み受付がはじまり、宮崎支部会員に平成18年6月に電子証明書申し込み案内がありました。実証実験としてオンライン申請し、不備なところを連合会に報告し、より良いシステムに作り上げて行く必要があります。政府は平成22年にオンライン利用率50%を目指しています。政府は行政手続き全体の約7割を占めている登記関係手続きの利用率アップが不可欠と判断し、平成19年度実施を目指して、オンライン申請のメリットとして、インターネットを使った登記関係手続きの利用促進のた

め手数料を半額近くまで引き下げる方向で検討に入ったようです。

平成18年1月20日に施行された筆界特定制度は順調に申請が出ており、調査委員として土地家屋調査士17名、司法書士2名、弁護士1名に委嘱されています。隣接地の立ち会いが出来ないために業務が止まっている案件は、期間が許すかぎり積極的にこの制度を利用して解決していくよう心がけ、筆界特定の実績をあげなければなりません。立法趣旨は、市街地の国土調査を進めるためのものですが、土地家屋調査士にとっては日常的に発生し業務に支障をきたしていましたが、筆界特定登記官が筆界を特定しますので、筆界が決まらないために不利益を被ることを回避する制度でもあります。

戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の取り扱いが厳しくなりました。本会は管理台帳を整備し、会員は複写式の控えに加え使用簿を作成しなければなりません。この職務上請求書の不正使用は、我々資格者の信頼性を損なうものであり、適正な管理を行うよう厳しく求められています。

民間紛争解決手続代理関係業務を行うことができる土地家屋調査士として認定を受けるための「土地家屋調査士特別研修」に宮崎県から30名が参加しました。平成18年10月の官報で認定土地家屋調査士が発表されます。

土地家屋調査士の力を発揮できる場として、県会に相談センターを立ち上げなければなりません。宮崎独自のものを立ち上げるべく模索し

ております。

立ち会いが出来ない場合は筆界特定制度、訴訟も辞さないなどと感情的にもつれている場合はADRを利用するなど筆界確定の選択肢が増えましたので大いに活用していただきたいものです。

不動産登記規則93条ただし書きに基づく「調査報告書」は、「なぜ？」との意見を多数聞きますが、平成19年4月1日から完全実施となります。連合会では実地調査の省略だけでなく、原本の不添付も目指しているようです。連合会の説明会が7月16日・17日に福岡で開催されますので、早急に伝達研修会を開きます。今までの調査書の感覚で作成は大変なようです。受託した時点から作業日誌として調査事項を記載していくと楽に作成できるようです。

忙中閑話 外の風に吹かれてみよう、先日公民館研修会に参加しました。その時の話を紹介します。

あの世にいく前にされる質問 花畑の中の歩いていると、先に死んだ身内から「何している帰らんか」と言われ息を吹き返す人。振り返ろうとすると「サッサと行かんか」と言われ逝ってしまう人。三途の川で最後の質問がなされた「貴方はどれくらい楽しい人生を送りましたか？」返答に困っていると「貴方の人生は失敗だった。」とやり直しを命じられて帰された人。



— 支部便り —

延岡支部



延岡支部 稲葉 博

昨年の台風14号の影響により、五ヶ瀬川の流水が堤防を越え祇園町の商店街を浸水させました。

今まで浸水したことの無い地域に浸水したことに延岡市民は驚きを隠せない。

本来堤防の左岸と右岸は同じ高さだと思っておりましたが……。

河川敷は、延岡市職員及び延岡市民の駐車場、子供たちのサッカークラブのグラウンド、市民の散歩のコース、花壇の設置されている小さな公園等と利用されてきましたが、今回の台風により河川の流水断面を大きくするため河川敷の掘削工事が行われており、河川敷が利用できなくなり非常に残念に思っております。

7月29日・30日とまつり延岡が実施されます。

29日には延岡の中心地の中央通が歩行者天国となり、5,000人程が集いばんば踊り等が行われ大変賑わいます。

30日には大瀬川で花火大会が行われ、大輪が大空を飾ります。

お暇な方はご参加・ご観覧を。

街中の空洞化が進行している中、延岡の中心地であった旧アズマヤ跡地に、宮崎の業者による建物が現在建築中であり、ファッションの店、エステ等が入る予定であり、来年の3月には開店の予定です。

街の活性化に貢献いたしますように…。

5年ぶりに延岡支部に新人が入会されます。

今後の活躍を期待しております。

梅雨真っ只中、日々だんだん暑くなってきました今日この頃ですが、法改正、筆界特定制度、ADR、事件数の減少と大変な時期ではありますが、健康には十分留意され元気に頑張ってくださいませ。

日向支部



日向支部 北山 高之

昨年度の日向支部は公嘱受諾の法務局備え付けの地図整備に会員の約90%が公嘱の社員ということもあって支部をあげて協力体制をお願いしていました。時間、予算の制約もある中、日向支所長を先頭に人集め、割り振り等役員、各会員とも大変だったと思いますが、無事完了できて何よりでした。来年度も予定されているようですが入札に移行するようでもありどうなるのでしょうか？

調査士会としての活動は計画としては色々検討しましたが、時の流れに追いつけずといった感じで、法改正に目先を奪われ、市等に対し土地区画整理地区の情報（座標データ等）の開示要請とか細かい動きのみで、研修会にしても単なる伝達講習で終始してしまっただけで、これと言った活動をしないまま過ぎてしまいました。調査報告書の支部での説明会・研究会の要望もあり、今後の方針を検討する必要がありそうです。

6月21日今年度最初の法務局日向支局との協議会を持ちました。（四半期に1回予定）

（出席者：法務局側 支局長、統括、登記官
士業側 司法書士会、調査士会、
公嘱司法・調査士会 各役員）

登記相談の取り扱いについて、国調完了で準地図扱い地区の地図訂正に付いて等地域的な取り扱いの再確認を含めて協議しました。その中で、調査報告書の話を出して見ましたが、法務局サイドでも何も指示が来てないしどうなるのかな？的な反応でした。

この原稿が製本される頃には一応研修会で説明等もされているとは思いますが、改正に続く改正が有るのではないかと先が思いやられます。このところの法改正、それに伴う規則、規定、関係書類等の改正、新設等情報の開示が少ないままに意見募集の伴わない上意下達的なやり方は、間に立つ身としてはストレスが溜まる一方です。

児湯支部



児湯支部 橋口 幸治

「支部だより」といわれてもとりたてて書くことが思い当たらない。それでも、まずは児湯支部の簡単な紹介から。

我が支部は、宮崎支部から独立して今年節目の10年を迎えたばかりの、県会の中では最も新しく、また2番目に小さな支部である。

7つの市町村からなり現在の会員は14名。その平均年齢は51歳であるが、これは果たして若いのか、年なのか？その内の3名は、ここ4年以内に開業したばかりのやる気いっぱいの若者であり、この3名の加入により我々古参の会員にも良い刺激となっている。とはいうものの我々を取り巻く環境は、オンライン申請、筆界特定制度、ADR、調査報告書、調査士法人、等々他多数の頭の痛くなるようなことが次々と降りかかって来ている。このような時に支部に於いて、どのような取り組みをしたら良いか、先日の幹事会でも議題として上がりましたが、事柄が大きすぎる、複雑で具体的ではないなどから県会の研修会を見据えた上で支部としても考えていこうという事になり、未だ具体的なことは決まっていないというのが実情です。

昨年もそうでしたが、皆が常に直面している問題点、疑問点を持ち寄りお互いに知りえている情報、知識の交換、共有を目的としたディスカッション形式の研修会は今年も行おうということになりました。

夏には恒例となりました日帰りキャンプを予定しております。我が児湯支部には、ゲームの達人、遊ばせ上手がおりまして、この時ばかりは、先に述べた頭の痛くなるような種々の問題点の事など忘れ、童心に返り思いっきり楽しめます。家族同伴で参加するようにしておりますが、会員の年齢の上昇と共に子供も大きくなり、年々子供の参加が少なくなっている事は寂しいかぎりです。いずれ孫同伴となる日が近いのかも。

小さな支部ですからまともは良く、会員の一人から提供して頂いている掲示板を利用して連絡ごと等取り合うようにしています。

以上、簡単ながら「児湯支部の今」を拙い文章ながら書かせていただきました。

宮崎支部



宮崎支部 上田 敏文

【プチ歴史探訪】

数年前まで大平亨先生が県内の神社・仏閣の歴史を投稿されていましたが、自分はそれほど詳しくはないのですが元々、歴史好きな事と、昨年と今年の2年で佐土原城跡杭打ち作業を共同でしている関係で佐土原歴史資料館に度々出入りしており必然的に郷土史が身につきます。小さい頃遊び廻った山々での作業は、楽しみが多く、知り合いの地権者に立会承諾をもらうときに色々話(氏・地名の由来等)を聞いて自分の頭の中で断片的な歴史感が組み合わされて今更ながら納得させられています。余談ですが承諾書の1通は、島津のお殿様(世が世なら)からも送付されてきました。

今回納得させられたものを1つ紹介します。佐土原城は1430年頃築城し1869年城移転計画(現在の広瀬小学校付近)のため柱・根石等全部運び出されるまま440年この地にあったとのことで城移転に伴いお殿様の御殿も移され(佐土原町下那珂に御殿下と言う地名あり)戦後まで島津忠昭氏が住んでおられました。その後、宮崎市大淀川左岸に御殿が移築され、つい先だって取り壊されたホテル臨江邸となっています。昨年までホテル臨江邸の玄関脇に石碑があり、確か「これより南西佐土原領」と書いてあったと思いますが、なぜこの場所にとずっと疑問に思っていたが謎が解けました。

話はかわりますが宮崎支部長としてこの1年活動して参りましたが、不動産登記法の改正に始まり台風災害・ADR研修等色々あわただしく過ごした感があります。宮崎支部会員のために少しでも役に立てるよう残りの1年の活動を役員共々頑張っていきたいと念じております。

小林支部



小林支部 小柳 誠次

梅雨の真っ只中「晴れんと現場に行けん」と現場の予定はないのに見栄を張っている今日この頃である。それにしても景気がよかった頃に開業して以来いい時期もあったが今はこれから家族を養っていけるのだろうかと一抹の不安を抱えながら仕事がたどるのを待っている状況である。車はガタがきて測量器具もリースは何年前前に終わり仕事が減っているからと辛抱して使ってもだんだんと修理代が高くなり、又時勢に対応できるソフトや器具がなければ今のこの早い流れについていけない。溜息ばかりである。

小林出張所管内はまだですがオンライン申請への準備、調査報告書への取組筆界特定制度とADR、はたまた個人情報保護法への対応と次から次へと新しい波が押し寄せ、付いていくのに必死である。

小林支部では2年に一度の支部研修旅行があり今回7月1日から2日にかけての1泊2日の予定である。日程が2日ということもあり現在は九州管内ですが以前は四国や種子島にも行き会員間の交流を深めてきました。毎回楽しみに待っておられる会員もおります。行った所行った所で土産物を買込み最後バスから降りるときは両手が土産袋でいっぱいになる。今回はどんな旅になるのか今から楽しみである。

支部では以前からすると(どこの支部もそうだと思います)法務局との交流がなくなり会員同士の交流も少なくなってきたとの指摘もあり「飲み方」をこの1年ちょっと増やして会員の参加を呼びかけ、皆のいろんな意見や知恵を出してもらい親睦を深めていきたいと思ひます。

都城支部



都城支部 藁原 照光

平成18年度都城支部定時総会を4月25日に、現在の支部会員数30名中、27名の出席を得て開催した。総会の内容について若干ふれさせていただきます。

決算報告の中で調査書の売り上げが前年度より350枚の伸びを示し、わずかながら景気回復の兆しが見えてとれる状況となってきた。しかし、年間取り扱い件数は10年前の、6割程度であり、以前として調査士を取り巻く環境は厳しい状況にあることには代わりない。

事業計画では、土地家屋調査士の職業紹介を市内の高校に出向き毎年おこなってきたが、本年は工業高校にプラスして農業高校の土木課でもおこなった。生徒たちは現在自分たちが勉強している測量分野の活用、及び職業選択の一つということで、たいへん真剣に聞いてくれ、うれしく思った。また、都城市役所横に「杭を残して悔いを残さず」のPR用看板を補修設置した。レクリエーションの取り組みとしては、司、調、行の、三書士会合同でパークゴルフに挑戦した。山田町の54ホールを備えた本格的なコースで良い汗をかかせて頂いた。その他諸々の取り組みについて報告をおこない懇親会にはいった。

本年は、何十年ぶりであろうか、法務局から伊藤都城支局長、有馬表示登記専門官、新井公証人も参加を頂き、筆界特定制度、オンライン、ADR、等々について、情報の交換、意志の疎通をはからせて頂いた。

以上がだいたいの総会内容である。次年度以降の支部のあり方については、県会の動向(制度財政検討委員会)の報告を待たないと何とも言えないが、支部の役割が大きく変わる事となるかも?

日南支部



日南支部 落丸 正博

本年度、支部は法務局と主に法改正に伴う実務の勉強会（第1回は、5月12日に実施済み）を、年3回程度計画しています。又、オンライン登記申請のシステム導入時の準備、ADRの手法及び今年1月20日からスタートした、筆界特定制度について、まだ始まったばかりで、未知な部分もあり、今後の方向性、費用を考慮に入れ資料収集を含めて、以前から実施している支部会員と食事を共にしながらの勉強会（過去15回実施）を年2、3回実施したいと思っております。

最後に、ビジネスは年々厳しくなっております。土地家屋調査士にとって新しい時代に突入しており、お互いの結束と協力が必要です。

資料等の収集については、事務局及び会員の皆様に協力をお願いするかも知れませんが、よろしくお願い致します。

以上



新入会員紹介



宮崎支部 衛藤 要二

平成18年1月に登録させていただきました、衛藤要二といいます。現在は補助者経験もなく、右も左もわからないまま開業して数ヶ月たちましたが、諸先輩方のご指導をあおぎながらなんとかやっている状態です。

私が、土地家屋調査士を目指そうと思うようになったのは、前職の測量・設計の仕事の影響でした。22歳のころ、入社してすぐに携わった業務が用地測量の現場であり、そこで土地家屋調査士なる資格を知りました。資格の存在は知ったものの、日々の業務の忙しさの中いつのまにか資格のことなど忘れていきました。携わる業務の内容も土木設計の方へと移行していったからなのかもしれません。入社した頃は、山や川や海や池の中どこにでも入って行き（行かされ?）、現場漬けの毎日でした。そんな現場漬けの毎日が数年間続き、土木設計の業務に携わるようになって内業が多くなり、自分の時間がとれるようになった時、気になっていた土地家屋調査士の資格を思い出し受験しました。

開業して思うことは、実務をこなして行く事で精一杯の中で「オンライン登記申請」、「筆界特定制度」、「ADR」等、勉強しなくてはついていけないことが多く、これからより一層の努力が必要であると感じています。一日でも早く、諸先輩方のように信頼される調査士となれるよう日々努力していこうと思います。

今後ともご指導宜しく願いいたします。



宮崎支部 田村 さち

今年の1月末より、登録を致しました田村さちと申します。なにぶん若輩者ですがよろしくご指導、ご鞭撻の程よろしく申し上げます。

私が土地家屋調査士を志すことになった経緯等を先に少し述べさせていただきます。

私の出身は高鍋町で、宮崎市内の中学校・高校を卒業後、東京の大学へ進学しました。卒業を控え、就職活動を始めたところ、折しも就職難という現実を目の当たりにしました。

大学では建築を学んでいたのですが、そのような社会的背景もあって、昔風に言えば「手に職をつける」ことが良いのではないかと、関連のある調査士の勉強を始めました。調査士という職業を知ったのは、新聞で調査士として働かされている女性の方の記事を見たのがきっかけです。

在京中は、何事も勉強ということもあり、司法書士と土地家屋調査士の合同事務所に勤務しました。そこでの仕事は、測量の他様々な雑用も含め、大変為になっていると実感しております。

この頃、建築業界ではマンションの構造計算疑惑にからんで、法令遵守（コンプライアンス）が大切なことだと言われるようになっておりますが、私達の仕事上も大切な問題だと思われま

す。土地家屋調査士の諸先輩の方々が築き上げられた、世の中における信用・信頼感は、こうした問題を大切に取り扱ってこられたからこそ確立できたものに違いありません。開業が可能となる基本は、こうしたことによるものだと思います。

これからの抱負としては、業務の修練に勤め、お客様に信頼される調査士に成れますよう勉強して参りたいと思っております。



宮崎支部 川越 逸男

今年の四月に登録させていただいた川越逸男です。下の名は「いちお」と読みます。測量会社勤務後、調査士になりたく退職。父親の仕事を手伝いつつ勉強し、運良く合格できました。

趣味は音楽です。クラシックが好きでよく聴きます。ジャズピアノが弾けるようになりたくて、ピアノの練習をしています。全く上達しませんが、気長にやっています。

私は経験も浅く未熟ですが、調査士の名に恥じないように業務を行っていきたいと思います。諸先輩方のご指導ご鞭撻の程、宜しく願いいたします。



児湯支部 江藤 邦仁

新人挨拶を！ということで、何を書けば良いのか思いつかないので、自己紹介というか、宮崎県土地家屋調査士会登録までの道のり（経緯）を簡単ではありますが書こうと思います。

元々、実家は児湯郡川南町（現事務所）にあり、測量の専門学校卒業後、平成3年から東京の都市計画コンサルタント（主に区画整理）に約10年間（東京6年、転勤で福岡4年）勤務していましたが、今後の会社としての方針、仕事の受注等に不振・不満があり、平成14年春に早期退社を決意。その頃、会社の元上司で調査士の勉強をしていた親友に、「入社当時に言っていた調査士の勉強をしてみては？」との言葉もあり、考えぬいた結果、福岡で1年間退職金を食い潰しながら調査士の勉強をし、その翌年には試験不合格。不合格後、調査士事務所の補助者をしながら勉強し、平成16年度試験終了と同時に自分の妻の実家（下益城郡城南町）である熊本県に妻の母が病気の為引越。試験はというと出来が悪く、調査士を半ばあきらめ測量会社に就職。調査士試験の事など忘れ、現場で伐採をしていると妻から電話があり運良く合格とのこと。測量会社を約半年で退社し、熊本の調査

士事務所で約半年補助者をし、平成17年9月1日付で熊本県土地家屋調査士会に登録し開業。しかし、自由業の難しさなのか営業努力が足りないのか鳴かず飛ばず半年で確定測量1件という始末。おおよそ軌道に乗るまで3年は掛かるというふうに調査士の先生に言われていましたが、週末天草で釣り糸を垂らしながら今後のことを考えた結果、その歳月は自分にとって長すぎるし、このままでは1年も経たない内に事務所廃業になるかもしれないと思い宮崎へ…というのが宮崎県土地家屋調査士会登録までの道のりです。なんか取り留めもない話で申し訳ないのですが、宮崎に帰省したからといってすぐ仕事があるとは思っていません。実際ないです。でも宮崎に骨を埋める覚悟で帰省してきました。今後の調査士業務をみてもオンライン申請・筆界特定制度・ADR等これから業務を遂行していく上で勉強することが山積みですが、これから、先生方に迷惑を掛けぬように精進していきたいと思いますので宜しく願いいたします。



宮崎支部 高岡 宏文

ずっと以前に土地家屋調査士試験に合格し資格は持っていたのですが、登録する機会がないまま、父の元で補助者として土地家屋調査士の業務に携わっておりました。（父も土地家屋調査士でした。）

その父が、去年の6月に亡くなりまして、父の跡を継ぐ形で、翌7月に登録をして土地家屋調査士の仲間入りをさせて頂きました高岡宏文と申します。

趣味はテニス!!…と言いたところですが、最近ラケットを振る機会に、なかなか恵まれません。体力も必要とする調査士ですので、趣味のテニスを復活させて、楽しく体力向上につとめていこうと考えています。

年々、目まぐるしく変化していく土地家屋調査士の業務についていけるか不安はありますが、諸先輩方にご指導をしていただきながら夢とロマンを持って頑張っていこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

思い出の事件

— 私の事件簿シリーズ —

「夏の思い出・二題」



宮崎支部 竹下 盈紘

(その一)

今から30数年前の夏、開業まもない頃のことである。郷里えびの市で泊り込みの測量であった。現場は田んぼの真中で日陰もない、真夏の加久藤盆地の暑さは尋常ではない、うだる暑さで全身汗みどろ。加えて、実は2・3日前から腹の具合がすこぶる悪く食べたら鉄砲水の如く下すので朝から固形物は食べてない。さいわいに腹痛は無いので「リポビタン」を食事代替りの外業であったが腹痛は無いも肛門痛は累積し、腹に力は入らずフラフラの体であった。それでも何とか当時の若さで外業を終えることはできたが、心底ひんだれた。宮崎の医者薬を飲んでも効き目が無いので、今朝は小林の医院で薬を貰い服用しているが、まったく効果がない。薬効も無いほどの病気だろうかと不安を抱えつつ、翌日最初の医者薬に効果の見られないことを訴えた。「おかしいな万一を考えて当初からクロマイ(クロロマイセチン=赤痢、疫痢等の特効薬、抗生物質)出しているんですがネ。」しばし沈黙「あなた近頃変わった物を食べた覚えありませんか?」「イヤー特別変わったものは…」ふと思ひ当たることがあった。実は前の日曜日、兄と甥っ子と3人で清武川に水浴びに行った折、近くで型の良いアユを沢山釣ってる人がいたので交渉して10匹程分けて貰い、その晩は鮎のセゴシと塩焼きで美味しい酒盛りとなったのであった。その件を話すと「背ゴシって生ですよネ?それだ!それが原因です。鮎に住み付いた横川吸虫の卵があなたの腹の中で孵化したのでしょうか。駆除する薬はありますが劇薬ですので処方しません。しばらく生魚は食べないようにしてください、自然に出て行きますから大丈夫です。」ということで、その通りにしたら徐々に回復(快腹)した次第であった。なお一緒にセゴシを食べた兄の方も同じ症状があったらしいが、ウイスキーを生でぶ飲みしたら治ったとの由、その様な劇薬療法もありなのかも。

(教訓1)「うまいもの食ってゆだんするな。

鮎のセゴシは覚悟して食すべし」

(その二)

昨年の夏のことである。公嘱事件の配分を受けある施設の敷地の測量を行った。最終工程となって分割点に境界標を設置するためにプリズムを持って移動していた。足元は施設内の樹木の剪定枝くずの捨て場となっているらしく歩く度にボキボキボキボキと音がする。「以前は焼却すれば済んだものを、近頃ダイオキシンとか炭酸ガスとか面倒な世の中になったもんだ、ほんとに効果あんのかヨ」と思いつつ、ここあたりかなとミニボールを突き刺した。とたん何か飛び出したような気がしたが、小生近頃老眼ゆえによく見えなかったことを幸いにそのままの姿勢で測距を待つ。耳元がやけにうるさい、蚊ではない、頸動脈の近くまで来ている、ヤバイ!スズメバチだ!その日は帽子だけで首タオルも忘れていた。手で払えば届く近さである、いや払ってはいけない!目を合わせてもいけない!目玉をやられる。ここは落ち着いて、静かに、下を向いて後ろへ下がる。足元が悪い、転ばぬ様気をつけて、そーと、そーっと、やっとなのおもいで7~8m離れることができた。残したピンボールの辺りで2匹のスズメバチが舞っている。間一髪であった。スズメバチが最初威嚇に来ると言うのは事実である。宮崎市で駆除して貰えるとの情報で連絡するも、個人の宅地とか市道に面している場合以外は個別に対応してください、とのことであった。その旨を施設の管理者に連絡すると早速駆除業者に手配して、その晩と翌日の夜二日に亘ってスズメバチとその巣を撤去してもらえた(駆除業者も日中は危険なので夜中に作業するとのことである)。そして境界石の埋設も無事に完了できた次第であったが危ういところであった。昨年はスズメバチが異常に発生した年らしいが今夏はいかがだろうか?

(教訓2)「スズメバチに逆らうなかれ、夏の外業はカッコ悪くとも首タオル」

特集

「個人情報保護法について」



総務部長 松崎 靖尚

『個人情報保護法』について

先の総会にて「宮崎県土地家屋調査士会個人情報の保護に関する規則」「同方針」を承認頂きまして有り難う御座いました。承認のお礼を申し上げますと共に、何故、上記規則等を策定しなければならなかったのかを、御理解頂ければ幸いです。

我々、土地家屋調査士が現在、注視しているものとして、不動産登記法の改正・筆界特定制度・オンライン申請・ADR基本法等がありますが、一般の方々は、それ以上にマスコミの影響もあり、上記のどの法律や制度より「個人情報保護法」に関心があり、理解を深めておられます。「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(以下ガイドラインと言う)により、土地家屋調査士もその「事業者等」に当然含まれるということを理解され、参考にして頂ければ、幸いです。尚、ガイドライン※1と個人情報保護法(土地家屋調査士会会員用)Q&A※2は、調査測量実施要領にも掲載されておりますので、そちらも併せて参考として下さい。

※1【別紙22-(1)】 ※2【別紙22-(2)】

※全ての条文の解説は致しておりません。

【個人情報保護法とは】

日本における個人情報保護のために制定された事業者に対する個人情報保護の義務を規定した法律(2005年4月1日に全面施行)

個人の権利と利益を保護するために、個人情報を取扱う事業者に対して個人情報の取り扱い方法を定めた法律で、2005年4月1日に全面施行されました。個人情報保護法は6章構成になっており、2003年5月の発布時点では1章から3章までが施行となりました。1章から3章は「国及び地方公共団体の責務」などについて述べられています。一般企業に直接関わる第4章は2年間の施行猶予期間が設けられ、この間に個人情報取扱事業者は個人情報保護体制を確立することが求められています。またこの法律には第6章に罰則規定があり、管轄の主務大臣の命令に対する違反には罰則が課せられます。近年、ユビキタス社会の進展によって様々な個人

情報を含むデータが大量に収集され、処理され、利用されています。個人情報保護法の精神はあくまでも「個人情報の有効利用」と「個人情報の保護」にあります。有効に利用するためには、適切な個人情報の取り扱いが不可欠です。昨今の個人情報の目的外利用や情報漏えいといった、情報セキュリティ面のリスクの増大に対して社会の関心が高まっています。

【個人情報保護法の解説】

1. 利用目的の特定・公表

利用目的を具体的に特定すること。
利用目的の変更は合理的に認められる範囲のみ可能

【第15条】

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

【第15条第2項】

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

「利用目的をできる限り特定しなければならない」と法に記載されていますが、どうすれば「できる限り特定」したことになるのでしょうか。たとえば、以下のようなケースはできる限り特定したことにはなりません。

(例) ×「当事務所の事業活動に用いるため個人情報を利用します」

×「当事務所の提供するサービスの向上のため個人情報を利用します」

「できる限り特定」するためには、次のように具体的に利用目的を特定する必要があります。

(例) ○「本、境界確認書は法務局への分筆登記申請の添付書類として使用し、登記完了後は、登記完了証・地積測量図と共に、登記申請業務依頼者(申請人)に交付します。

○「ご記入頂いた氏名、住所、電話番号は、上記以外には使用しません。」

あらかじめ個人情報を「第三者に提供」することを想定している場合には、利用目的で、その旨特定しなければなりません。法はいったん

同意をとった利用目的を大きく変更することを禁じています。変更できる範囲は「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲まで」としています。それでも、変更したい場合は、「新しい利用目的によって本人の同意をとり直す」ことが必要です。

2. 適正管理、利用、第三者への提供

個人データの管理、利用、第三者提供について記述されている、個人情報保護法の中核部分

【第19条】

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【第20条】

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【第21条】

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【第22条】

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【第23条】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

法律では、これだけの記載ですが、我々が最も力を入れて対策をしていかなければならないのは、この部分です。特に第20条で述べられている「必要かつ適切な措置」を行うためには、組織的・人的・物理的・技術的な広範囲の安全対策をとらなければなりません。

組織的安全管理措置とは、個人情報保護管理者の設置など、組織体制の整備・事務所内規定の整備と運用（個人情報保護に関する規則）・個人データ取扱い台帳の整備・安全管理措置の評価、見直し、改善・事故または違反への対処等のことです。

人的安全管理措置とは、雇用時や契約時において非開示契約を締結・従業員に対する教育訓練の実施等のことです。

物理的安全管理措置とは、入退所(室)管理・盗難対策・機器、装置等の物理的な保護等のこ

とです。

技術的安全管理措置とは、個人データへのアクセス認証、制御、記録、権限管理・不正ソフトウェア対策・移送、通信時の対策・動作確認時の対策・情報システムの監視等のことです。

3. 本人の権利と関与

本人の求めに応じて、利用目的や保有個人データの通知・開示・訂正・利用停止を行わなければならない。

【第24条第2項】 利用目的の通知

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない

【第25条第1項】 開示

政令で定める方法（書面または本人が同意した方法）により、当該保有個人データを開示しなければならない。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合には開示拒否できる。

(2) 個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は開示拒否できる。

【第26条第1項、第2項】 訂正等内容が事実でないという理由によって該当保有個人データ内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、その内容の訂正等を行わなければならない。

【第27条第1項、第2項、第3項】 利用停止等

(1) 利用目的による制限、(2) 適正な取得、(3) 第三者提供の制限に違反していることが判明した場合は是正するために必要な限度で原則として利用停止等を行わなければならない。

原則として、保持している個人データの内容や利用目的は、本人の求めに応じて、遅滞無く通知しなければなりません。訂正についても同様です。適用除外事項も幾つかありますが、基本的に本人の求めに応じる義務があります。この場合に重要なことは本人確認です。本人または適正な代理人による依頼で、その申し出の内容が正しい場合のみ訂正に応じます。また「利用目的から見て訂正等が必要ではない場合には、訂正等を行う必要がない」という条項もあります。その場合は訂正等を行わない旨を、遅滞無く本人に通知しなければなりません。基本的に個人情報はその本人のものであり、事業者は預かっているのだということを理解していれば本人の権利に対する対応は、適切に実施することができはります。

4. 本人の権利への対応

受付窓口、受付方法、本人確認方法、手数料を定め、本人からの問い合わせに対応する。

【第28条】 理由の説明

保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止等において、その措置をとらない場合その理由を説明するように努めなければならない。

【第29条】 開示等の求めに応じる手続きを、定めることができる。

- (1) 開示受付方法の設定
- (2) 本人確認の実施
- (3) 代理人による開示請求
- (4) 本人に過重な負担を強いてはならない

【第30条】 手数料

合理的な範囲で手数料を徴収することができる。

個人データの開示等を実施する際には、事業者は開示等の方法を定めることができます。

- 1) 開示等の求めの受付先：窓口の住所や、FAX番号・電話番号などを指定します。
- 2) 提出すべき書面と受付方法：紙面である必要は無く、FAXや電子メールで受け付けるということでも構いません。
- 3) 本人確認の方法：本人がその場にいる場合は公的な顔写真入り証明書、例えば運転免許証やパスポートで、Web・Eメール等の場合にはIDとパスワードで本人確認することが一般的でしょう。
- 4) 手数料の徴収方法：合理的な範囲内で手数料を徴収することができます。「実際に料金をいくらに設定できるか」については、法律やガイドラインに記載されているわけではありません、行政の例として、300円であることが述べられています。

<情報>

権利があると、権利を濫用しようとする人は、どうしても現れてしまいます。クレーマー（苦情・異議を頻繁に言う人）が利用目的を際限なく問い合わせるようなことがあるかもしれません。例えば「開示」に関する適用除外では、法は次のように定めています。

□ 開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
事例)医療機関等において、病名等を開示することにより、本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合
- 2 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場

合

事例)同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

3 他の法令に違反することとなる場合

事例)金融機関が「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」主務大臣に取引の届出を行っていたときに当該届出を行ったことが記録されている保有個人データを開示することが同法の規定に違反する場合

このような場合は開示をしないことができず。開示をしないということを決めた場合はその理由を本人に通知しなければなりません。

5. 苦情の処理

【第31条】 個人情報取扱事業者による苦情の処理

- (1) 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- (2) 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

個人情報取扱事業者に対して、本人からの苦情に対応する体制を確立することを個人情報保護法で定めています。苦情は基本的に本人と個人情報取扱事業者の間、または認定個人情報保護団体を含めた3者間で解決することがファーストステップとなります。当事者間で解決しない場合や、重大な内容であるにもかかわらず事業者の対応が不適切な場合は、主務大臣から報告の徴収（事情聴取）があり、その結果、「助言」、更にエスカレーションすると「勧告」、最終的には「命令」が発せられ、「命令違反」には「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」という罰則が課せられます。日本では「コンプライアンス」というと「遵法」という意味でとらえられていますが、欧米では「コンプライアンス＝苦情対応」が一般的です。

【個人情報保護法の対策】

組織的・人的・技術的・物理的、個人情報を守る為には、4つの対策が不可欠。

個人情報保護法の第20条（安全管理措置）は、以下のように記載されています。

【第20条】

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

これだけの簡単な文面ですが、「安全管理のために必要かつ適切な措置」を決めることは大変難しく安全管理措置を実装するためには、ガイドライン等を参考にしながら「組織的」「人的」「技術的」「物理的」の4つのカテゴリーで対策を考えることが重要です。

1. 組織的対策

- (1) 個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- (2) 個人情報の安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- (3) 個人情報の取扱い状況を一覧できる手段の整備
- (4) 個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (5) 事故又は違反への対処段の整備
- (4) 個人情報の安全管理措置の評価、見直し及び改善
- (5) 事故又は違反への対処

実際の対策は(1)～(5)を更にブレークダウンして実施します。セキュリティ対策全般に言えることですが、個人情報漏洩対策とは現場にとって面倒で、厄介なものです。管理や確認の手順が増え、慣れ親しんだ運用プロセスが変更になるのですから、大変です。

したがって、個人情報保護対策は、所長や担当者が先頭に立ち、トップダウンの号令のもとで推進する必要があります。

2. 人的対策

- (1) 雇用及び契約時における非開示契約の締結
- (2) 従業員に対する周知・教育・訓練の実施

雇用契約や委託契約時に非開示契約を締結することが分野別ガイドラインで求められています。非開示については、契約期間終了後も一定期間有効にすることが必要です。教育・啓発の面では、個人情報保護に対する事務所の取り組みや、情報セキュリティに関する規定などを周知させると同時に、新しい運用プロセスを教育・訓練し、個人情報を保護するための手順を確実に身につけて貰うことが必要となります。また、適切な教育が行われていることを確認しておくことも重要です。

3. 物理的対策

- (1) 入退館（室）管理
- (2) 盗難等の防止
- (3) 機器・装置等の物理的な保護

個人データを取り扱うゾーンを切り離し、区分管理するなど、物理的対策も個人情報保護の重要な要素です。個人データを格納したサーバールーム等は厳密な入退室管理を行います。クライアントパソコンの盗難対策として、ワイヤーでロックしておく等も物理対策の1つです。

4. 技術的対策

- (1) 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- (2) 個人データへのアクセス制御
- (3) 個人データへのアクセス権限の管理
- (4) 個人データのアクセスの記録
- (5) 個人データを取り扱う情報システムについての不正ソフトウェア対策
- (6) 個人データの移送・送信時の対策
- (7) 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- (8) 個人データを取り扱う情報システムの監視

外部からの不正アクセス防ぐことは当然行われていると思いますが、内部からの情報流出については対策が不十分な事務所が少なくありません。個人情報流出を防ぐためには、個人情報を取り扱う従業員一人ひとりにアクセス権限を設定し、業務上必要なデータのみアクセスできるようにすること。そして、データにアクセスした場合、誰がいつアクセスしたか、どのような処理がなされたか、そして万一、情報流出した場合には誰が持ち出した可能性があるかなどを把握できるように管理することが必要となります。ウイルス対策も基本対策の1つです。ウイルスによっては、ハードディスク内に保存している個人データや、操作中の画面イメージを破壊したり外部に送信するものがあります。個人情報が含まれるデータや個人データを参照しているPCが、悪意のあるプログラムからの攻撃に脅かされないように、ウイルス対策やセキュリティパッチの適用は必須事項です。

データの移送の際の対策も重要です。インターネットや無線LANなど、盗聴される可能性のあるネットワークでは暗号化は当然ですし、移送の際にもメディア形態を問わず暗号化が必須です。

(まとめ)

- 個人情報保護法では、情報の種類によって区別していない。
- 個人情報とは、氏名・生年月日等、特定の個人を識別出来るものをいう。(座標データ・画地データ・地積・地目等そのものは、個人

- 情報ではない。)
- 個人情報保護法では、内部的な管理情報も除外されていない。
 - 個人情報保護法は取得・収集の場面においては、特別の場合を除き、本人の同意を要求していないが、その後の開示（利用目的の通知・公表）を要求。
 - 個人情報保護法が明文をもって本人の同意を要求しているのは ①利用目的の範囲の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合 ②個人データを第3者に提供する場合。
 - 個人情報保護法は個人情報の種類によって取り扱いを区別していないから、公開された情報から、氏名・電話番号・住所その他を2次的に取得する場合についても原則的に、個人情報保護法18条の適用がある。つまり公知の情報であるか否かを問わない。「電話帳に記載されている実名・電話番号を、パソコン通信の掲示板に無断で掲載したことがプライバシー侵害にあたるとして、損害賠償責任を認めた裁判例がある。」
 - 従業員等への管理の徹底については下記5項目等が考えられる。
 - ① 文書・媒体の保管→出力した個人情報リストやCD・FD等にダウンロードした個人データは、保管する際に必ず鍵のかかる棚や引き出しに保管する。鍵は帰宅、外出時には必ず締めておく。
 - ② アクセス制限→個人情報をデータとして保管する際には、必ず必要なアクセス制御をかける。閲覧できる者を最小限にして、漏えいを防ぐ必要があるからである。またデータを暗号化しておくことも検討すべきである。
 - ③ 放置の禁止→文書、媒体を問わず机上や机下などに個人情報を放置することを厳禁する。その為には、机上に書類を置かない習慣を徹底すべきである。
 - ④ 目的外使用の禁止→私用で個人情報を検索・閲覧してはならない。又個人情報を特定された利用目的外に使用しないことを組織的に徹底する必要がある。
 - ⑤ 複写・持ち出しの制限→個人情報に関しては、原則的に複写・持ち出しを禁止しなければならない。
 - データ加工業者（印刷等）へのデータ提供にあたっては「業務委託契約書」等を取り交わす必要があるであろう。
 - 個人情報保護法取扱業者は、安全管理のために必要な措置を講じなければならない。個

人データの漏えいを防止するためには、情報の安全管理を組織・技術の両面で徹底する必要がある。個人情報保護管理責任者の配置、プライバシーポリシーやセキュリティガイドラインの策定、研修の実施等の組織・体制面を整備し、又アクセス権限ある者の限定、情報の暗号化等といった技術面の措置も講じなければならない。

- 委託契約によって個人情報を預かっている事業者（委託先）には、開示を行う権限がないので、本人から委託先業者が開示請求を受けた場合、原則的に対応することができず、かかる本人の意向を委託元の事業者に伝えるという対応になる。但し、受託契約において本人から開示請求に対応する旨の代理権が授与されていれば、委託先が委託元に代わって対応することも可能である。
- 本人確認の方法としては、運転免許証・パスポート・住基カード等の写真付き身分証明書を提示してもらったうえで、その写しを提出してもらおう。又郵送やインターネット・電話を利用した請求にも対応できるような工夫も必要だろう。このようにして本人の確認に十分な注意を払ったにもかかわらず、本人以外の第3者に対して個人情報を提供してしまった場合には事業者が法的責任を負う可能性が、かなり低くなると考える。
- 保有個人データの入手経路は、開示対象外である。
- 開示を要するのは、本人が求めてきた範囲内でのよい。

【問題となった事例紹介】

1. 立会願いの為、事前に関係者全員へ配布した公図内に、各土地の所有者の住所氏名及び持分を記載していた為、調査士本人及び調査士会に対し、「個人情報保護法を、どう考えているのか、又その取り組みはどこまで進んでいるのか？」苦情申立がなされた事例。（宮崎県）
2. 連名の立会証明書を依頼人に渡したことにより、「個人情報保護法違反」として、申立られた事例。（熊本件）
3. 上記2の事例により、熊本会では、「1対1の境界確認書が望ましい。」としている。
4. 連名の立会証明書を使用する場合は、「署名捺印を貰う、隣接所有者並びに依頼人に対しその利用目的・開示方法を充分理解して貰った上で、個人情報保護法を遵守し取り扱う必要あり」とする単位会（九州）が大勢を占めている。

【〇〇土地家屋調査士事務所個人情報保護方針（プライバシーポリシー）】 案

当事務所は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の適切な保護・利用に万全を尽くします。

記

1. 個人情報の取得について
 - ・当事務所は、業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により、個人情報を取得致します。
2. 個人情報の利用について
 - ・当事務所は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用致します。
 - ・当事務所は、個人情報を、第三者（司法書士・行政書士等）との間で共同利用し、又は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させる為に、適正な監督を行います。
3. 個人情報の第三者提供について
 - ・当事務所は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。（上記共同利用の場合を除く）
4. 個人情報の管理について
 - ・当事務所は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理致します。
 - ・当事務所は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい無きよう最大限の努力を致します。
5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について
 - ・当事務所は本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。
（上記、開示等の手続きは下記※参照下さい。）
6. 組織・体制
 - ・当事務所の個人情報保護管理責任者は事務所所長であり、個人情報の適正な管理を実施致します。
 - ・当事務所は、当事務所従業者に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての注意を行い、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。
7. その他
 - ・当事務所は上記に掲げる他「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」に基づき、必要かつ適切な措置を講じます。

（開示請求の手続き）

1. 御客様ご本人が手続きをされる場合
来所による場合は、身分を証する物（運転免許証・住民基本台帳カード：写真付き）を御提示願います。
但し、御客様御自身であることを当事務所が認識している場合は上記証明書の御提示は必要としません。
（注）法人の代表者の方につきましては、当該法人に係る本人確認書類も必要となりますので、ご注意ください。
 2. 御客様ご本人以外が手続きをされる場合
原則開示手続きに応じかねますが、法定代理人の場合は、それを証する書面を提示頂ければ応じます。
 3. 電話による請求の場合は、上記説明の上、来所頂きます。
- （開示結果の送付）
開示結果は、直接手渡し又は、配達記録郵便で郵送いたします。

※ご不快な点も御座いますでしょうけれど、上記プライバシーポリシーを御理解下さり、ご容赦願います。

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定
〇〇土地家屋調査士事務所
代 表 〇 〇 〇 〇

特集

「平成18年度登記所備付地図作成作業」



公嘱協会理事長 土屋 洋二

昭和58年地図混乱地域に指定された宮崎市阿波岐原前浜地区について、以前より地図整備の計画がなされてきましたが、今般平成18年度事業として前浜地域の一部20万平方メートル、1,000筆について宮崎地方法務局計画による不動産登記法第14条第1項に規定する地図作成作業を公嘱協会が受託致しました。

この地図作成計画をされた宮崎地方法務局北川益雄局長、首席登記官、表示登記専門官の地図作成計画における並々ならぬ熱意と公嘱協会の評価、専門的な能力にご理解頂き、また、これまで作業実施について法務局との事前協議に協力を頂いた宮崎支所社員の「地図作りは土地家屋調査士だ」との力強い意志の元に5月契約に至ったものであります。

この事業は、内閣府に設置されている都市再生本部が平成15年6月に「民活と各省連携による地図整備の推進」の方針を打ち出したことを受け、平成16年度から都市部の地図混乱地域について登記所備付新規地図作成作業の促進をすることから、法務省と国土交通省の連携によるD I D地域における地籍整備作業がスタートし、全国規模で街区基本調査が実施されています。法務省の実施する地図作成作業も原則としてD I D地区地図混乱地域に的を絞って実施されていますが、宮崎地方法務局が実施する前浜地区はD I D地域に含まれない全国でも珍しいケースであります。

現在、宮崎地方法務局に備え付けられている法第14条地図としての要件を備えた地図の供給源のほとんどは国土調査の成果図、土地改良・区画整理による確定図であり、法務局によって作成されたものは昭和57年に土地家屋調査士会により実施された「瓜生野地区」のみであります。

今般受託した前浜地区は、字図の状態は悪く法務局に備えてある地積測量図は約1,000枚と大量の地積測量図が存在するものです。

通常、国土調査E工程における境界立会は、主に所有権界の確認を実施しますが、今回本協会が実施する境界確認は、既存の地積測量図による復元、仮測量を実施した後に境界立会を実施する等、日頃の業務で字図・地図を利用している土地家屋調査士と法務局職員が協力して境界に関する専門性をフルに発揮して作業に携わるものです。

これまで法14条地図作成作業の先進協会である鹿児島協会のご厚意を得て研修を受け、作業受託時に対処できるよう備えていましたが、いざ実施になると大変な事業である事をひしひしと感じております。実際に地図作成作業に積極的に参加された宮崎支所社員の方々に深く敬意を表すものです。

既に、住民説明会、素図の作成、基準点設置の計画が終了し、これから仮測量、境界立会等作業が進行して行きますが、法務局と本協会が共に協力し、地域住民、地方公共団体から喜ばれる完成度の高い地図が出来るよう努力する心構えであります。

この事業の遂行に当たりまして本協会社員、土地家屋調査士会の皆様方の深いご理解と温かいご支援、ご協力なくしては到底成し得るものではないことは明らかであります。

今後とも皆様方のより一層のご支援とご協力をお願いする次第であります。

報告及び概要

不動産登記法第14条第1項地図作成作業についての報告及び概要

地域 …宮崎市阿波岐原町前浜地区・
筆数1,054筆・地権者数605人

計画機関…宮崎地方法務局

作業機関…社団法人宮崎県公共嘱託登記土地家
屋調査士協会

現場事務所…宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 6

(免許試験場前「食堂まるさん」あと)

公嘱協会作業参加社員氏名とその班編成

A班 井上洋之(班長)・厨子基満(副班長)・
谷口和隆・中嶋宏・妹尾英二・川越啓史・
隈 雅彦

B班 圖師健一郎(班長)・齋藤義幸(副班長)・
福田明彦・石川博康・後藤泰孝・塩月聖
児・金丸敏雄

C班 松崎靖尚(班長)・竹嶋弘康(副班長)・
栗山俊治・佐藤満穂・小城信也・
松元光春・吉野裕晴

地域住民作業説明会が下記にて開催されました。

場所…宮崎県教育研修センター 体育館

日時… 5月20日(土) 10時～12時
13時30分～15時30分 2回

5月21日(日) 10時～12時
13時30分～15時30分 2回

出席者…宮崎地方法務局首席登記官 江口 徹
総括表専 杉本 孝敏
表 専 日高 忍
登記調査官 榎屋 雅志

公嘱協会作業参加社員全員

地域住民の出席状況…約300人

地域住民からの質問例…①職権登記による地目
変更登記、地目変更による分筆登記、合筆登記
の内容 ②所有権移転登記、名義変更登記の可
否 ③市街化調整区域の市街化区域への変更の
可否 ④住所地番変更の有無(住居表示の実施
の有無) etc 内容の詳細は省く

6月16日(金) 14条地図作成作業団結式が行われ

ました。

6月17日(土) 地図作成先進地、大分会の社員を
招き情報及び意見交換会を実施。

作業参加社員は、毎週木曜日を定例会とし、
火曜、土曜に随時作成会議を行っています。

現在まで、各班で行われたの準備作業は下記
のとおりです。

1. 素図作成作業…本来素図は、公図に基づき
作成されるものですが、作業地域は、地図
混乱地域のため、公図、地積測量図、ゼン
リン地図等を重ね合わせるにより作成。
2. 地図有登記無、登記有地図無の調査---作
成素図、公図と要約書等調査確認作業によ
り実施。
3. 素図に街区情報等(地番・地目・地積・所
有者氏名)の記載作業・各班作成済み素
図の集成合成作業・作成素図と地積測量図
との重図作成作業
その他etcは、省略しました。

現在までに行われている、基準点測量作業は
下記のとおりです。

G P S 測量…①1級基準点6点、3級基準点25
点(いずれも鋼金製)の設置場所
選点作業

②GPS測量機器の検定作業

T S 測量…①4級基準点187点(鋼金製60点そ
の他は、調査士会金属鉸及びP杭)
設置場所選点作業

②TSトランシット測量機器の検
定作業(各自費用負担)

その他の作業として各社員が地図作成作業に
精通する目的のため、登記所備付地図作成等基
準点測量作業規定及び登記所備付地図作成作
業規定(基準点測量を除く)の精読の義務付け
がなされております。その他にも多くの作業を
実施しておりますが省略しました。

7月～8月の主な作業予定

- ①基準点埋設作業
- ②基準点測量実施
- ③境界
標等の各筆調査
- ④仮の現況測量実施
- ⑤境界
立会い作業等

特集

「境界特定制度」について

筆界特定制度が施行されて半年が過ぎました。

制度の現状と展望、問題点について意見をいただきました。

6月中旬時点での申請内容を報告します。

番号	所在地	概要	要
1	都 城 市	国土調査実施地区内の筆界未定地。(訴訟係属事件)	
2	宮 崎 市	土地区画整理地内で、ブロック塀の位置が筆界であるか不明。	
3	日 南 市	字図地区の山林で、水路の対面の登記名義人の合意が取れないため、国有地の水路との筆界が不明。	
4	宮 崎 市	戦災復興の土地区画整理事業地内で、隣接地との筆界が不明。	
5	宮 崎 市	字図地区の山林で、隣接地との筆界が不明。道路拡張に伴い自治体が用地買収中。	
6	宮崎郡清武町	字図地区の山林で、隣接地との筆界が不明。(訴訟係属事件)	
7	日 向 市	字図地区で、宅地のブロック塀の位置をめぐる筆界が不明。	
8	宮 崎 市	国土調査実施地区内で、隣接地との筆界が不明。過去に一旦合意され、地積更正を申請したが、申請中に同意取消しがされた。	
9	宮 崎 市	国土調査実施地区内で、隣接地との筆界が不明。 建物建築後、建物表示登記をするための筆界確認の合意が取れない。	
10	宮 崎 市	字図地区で、隣接地の登記名義人の行方が不明であり立会いができない。	

「筆界特定制度の現状と展望」



宮崎地方法務局

筆界特定登記官 杉本 孝敏

筆界特定制度は施行から約5か月が経過し、宮崎局においては6月27日現在13件22手続の事件が提出されています。

管轄登記所ごとの内訳は、本局7件、都城2件、日南1件、日向1件、高鍋1件であり、本局管轄事件が多いことが特徴的です。

これは、当初想定された事件を大きく上回るものであり、相談件数も相当数あることから、今後も出件が続くものと予想しています。

まだ、筆界特定を行った事件はないものの、資料収集や現地の測量等を行っており、施行直後に提出されたの事件については近々特定に至るものと思われま

す。申請に係る筆界は、原始筆界、換地処分による筆界、分筆による筆界など様々であり、また、訴訟係属中であるなど多様な事件が提出されています。

筆界特定申請事件の処理には、まず、資料収集が重要であることはいうまでもありませんが、筆界の創設時期が古い場合、関係官公署に当時の資料が保管されておらず、特定に苦慮する事案があります。

また、出件数が多いなかで、標準処理期間(6か月)内に処理を行うべく、専任の職員を増員するなど、処理体制の強化を図っているところ

です。いうまでもなく、筆界特定は、広範に収集した資料とこれを活用した高度な技術に基づく合理的な判断が求められています。

当局としては、この制度が国民に支持され、活用されることを念頭に処理を行っていますが、この実現のためには、土地家屋調査士である筆界調査委員の経験や知識が不可欠です。また、円滑に特定に至るためには、筆界特定申請の代理人としての土地家屋調査士の責任も重いとい

えます。

法務局と筆界調査委員及び代理人たる土地家屋調査士の三者が、その責任を重く受け止め、真剣に職務を全うすることが制度の確立には不可欠であり、今後とも貴会との意見及び情報の交換等に努めたいと思います。

筆界特定委員研究会の発足

--- 筆界考古学を目指して ---



座長 児玉 勝平

7月、筆特制度が稼働始めて半年となります。

当初、どれほどの利用があるのか不安な中、筆特委員7名(調査士5名、司法書士1名、弁護士1名)の体制でスタートを切りました。

(注1)半年を経た今、事件は10件と二桁台に入りました。そのため当初の調査士5名体制では無理が予想され、急遽17名に増員される状況となっています。

これまでの調査士の姿勢

振り返ってみると、調査士は一般の依頼業務において筆界争いという「もめ事」に巻き込まれるのをあえて避けてきたのではないのでしょうか。

現地での筆界立会が揉めだす。険悪な言葉が入道雲のように立ち昇り始め、やがて雷神のごとく険しい形相となり雷が鳴り響く、その中を雷に打たれないように右往左往しながらも何とかしなければと走り廻るも空しく終わることがままあります。

そうした経験を重ねる中、処方術を学びとり、経営効率からも現況を筆界として従順に看做してしまう傾向があります。

特定委員の悩み

新たな不動産登記法と筆界特定制度は、長らく現況主義に身をゆだね続けてきた調査士に事実上、必ず筆界を特定しなければならない義務

と責任を求めています。

特に公の筆界特定義務、責務を求められている筆界特定委員は、これまで経験のない重圧を毎日意識せざるおえません。

経験豊かな特定委員と選任されたといえどもこれまでの経験と判断は現況主義のもとで培われたもので、やはり不安を抱えています。

一番の悩みは、「どのようにして真の筆界を見つけだせるのか？」の一点です。

これまでの自己流の判断でなく、一貫した論理と統一した手法による特定方法を求めています。

第1回筆界特定委員研究会

6月に入り特定調査も一定進むなか委員も増え、悩みや要望もあり、この半年の経験をもとに筆界特定委員研究会が発足しました。

研究会の目的は特定事件解決の役立つ特徴の把握、対する考察手法、資料収集処方法などの確立です。

第一回目は特定事件の説明と空中写真の利用や写真資料の入手方法が紹介され、立体視などを体験。

特定調査で明治時代の旧公図と現地の対照のため山中を一日歩き廻り、残された明治の証拠を確かめた経験から筆界特定は「筆界考古学」そのものと経験談も披露されました。

信頼される筆界特定制度を築くため、特定委員だけでなく全調査士の「筆界考古学」能力の向上が期待されています。

(注1：現在は増員され土地家屋調査士17名、司法書士2名、弁護士1名です。)

筆特 (ひっとく) に何思う



宮崎支部 鎌田 隆光

私達がE・JAPANへの準備も儘ならぬ間に、世の中はU (ユビキタス) ・JAPANに変わり、筆界特定制度にも「ひっとく」の愛称がついて早5ヶ月を迎えました。

鬼のT部長から筆特について何か書いてと云われ、アッという間の1ヶ月、放ったらかしてたら忘れるかなと思っていたら、やはり鬼！来週頭にはヨロシクとだめ押しを受け、ダレ飲みで惚けた頭でいたらん事を書きますのでご容赦頂きたいと思います。

筆界特定制度 (長いので以下は筆特と称します。) について書く前に最近のオンライン申請に係わる不登法の改正で気づいたことを一つ。それは、当初は印鑑証明書の原本還付を認めないとの突如な話で始まったのですが、最初は「何で！」と思ったものの、暫くして全貌が見えてみれば、実印、印鑑証明書、権利証の3点セットが、権利証が登記情報という情報に変われば、それなりに印鑑証明書の管理をうるさく云われるのは当然だなーといった具合に、当初は別々にみえる事が、本当はリンクして、それなりの理由があるんだという当たり前の事に気づかされたのです。

さて、そんな視点で矢継ぎ早に名前が浮かぶ「オンライン申請」、「地図情報システム」、「平成地籍整備」、「ADR」、「法テラス」等々の中で筆特はどういう役割を担って行くのかについて私なりに考えてみます。

表示登記に携わる者として現状を見れば、法務局に保管された資料一つ取ってみても、見た目は地図管理システムで外観は変わっても、実際は未だに明治20年代に作られた地図が1~2割を占め、現況との比較云々の前に、保管されている登記簿、地図、地積測量図がお互い齟齬するような事例にも遭遇する現状では、これを

ユビキタス社会に対応させていくなんて事が本来出来るのだろうかと不安に思っていました。

しかし、その準備は水面下で着々と進んでいました。7月からはオンライン申請用の調査報告書も始動し、11月に本局に地図情報システムが導入されれば、測量図のXML化の基準も明らかになる筈ですから、本格的なオンライン申請が始まります。

すると、平成地籍整備で設置した街区基準点(もちろん電子基準点からのデータでも構いません。)から計測した測量図は、地図情報システムによって大部分の法14条地図区域ではそのまま、その他(準地図)の区域では真っ新な仮想地図上に実測したその土地が表示されます(多分)。

併せて、平成地籍整備で修正された準地図が法務局に保管される予定もあるようですから、測量図が提出される度に修正地図が自動更新されるようなシステムが出来上がるのも間近だと思います。現在は、登記簿だけがインターネットで公開されていますが、この自動更新される地図が公開されるようになるかも知れません(これも多分)

では、肝心の筆特は、紛争箇所の解決をするだけの役割なのでしょうか?

私には筆特の意義は、単に筆特の申請が出来る云々より「筆界」が境界なんですよと正式に(?)決まった事の方が大きな意義があるし、併せて大きな問題でもあるんじゃないかと思えてなりません。

私達調査士は、従来から公法上の境界(筆界)で業務を行うようになっていますが、実際はどうでしょうか?宮崎市で道路の拡幅等で寄付された部分の分筆、寄付を市の費用で出来るようになったのは平成になってからだし、県内では同様なシステムがあるのは、2~3の市に止まっています。じゃ、それ以外の地域は明治時代の道路幅のままなんて事はあり得ない訳で、そんな地域でも今後は筆界主導の業務に切り替えて、且つ、世界測地系での測量をするようにしなけ

ればなりません。

現在の不登法の筆特に関する規定は、手続きに関するものだけですが、早晚、どうやって筆界の特定をするのかについて筆特の技術編とも云えるものが必ず出来ます。もしかしたら作るかも知れません。そして、筆特の場合はこれ、一般申請の場合あれなんて云うダブルスタンダードはあり得ないでしょうから、それが筆特のみならず一般登記申請における技術基準になります。

その技術基準を元に個々の登記申請がなされ、それが世界測地系のデータとして集積されることにより、50年以上をかけて地籍調査をしても全国土の50%しか出来なかった地図が、オンラインの正確な地図として都市部でも徐々に出来るのです。

さて、今までの話が縦糸とすると、横糸になるのが、法テラス、ADRです。

法テラスは国民全体が法的なサービスを受けることが出来るように始まったサービスで、あまり調査士とは関係が無さそうにも思えますが、調査士会は相談業務をする必要に迫られています。ADRに関しては全国で境界問題相談センターが続々開設され、九州でも福岡に続き、鹿児島で相談センターが出来ます。宮崎でも設置を望む声が挙がってくるでしょうが、個人的には筆特が定着しないままに、所有権界を扱うADRを導入すると色んな面で混乱するんじゃないかと懸念しています。大前提に財政問題があり、もう暫く宮崎境界問題相談センターに至るまでは時間がかかりそうです。

とはいえ、この対外的な横糸の面においても従来の裁判所主体の紛争解決手段に加えて、法務局により筆特手続きを通じて筆界が特定できるようになったことは大きな意味があります。

以上のとおり、筆界特定手続きは手続きだけでなく、その技術、手法がオンライン時代の表示登記の技術面の基礎になります。

元々筆界を特定する技術は、調査士なら誰もが持っている技能でしょうが、技術、手法は測

量機器、コンピューターの発達で大夫変わりました。それなりに投資と勉強もしなければ、未来型の調査士業務には対応できません。

昨日、K調査士の事務所で「グーグルアース」というサイトを教えて貰いました。

まずは、真ん中の地球をクリックすると、アメリカのサイトですので、アメリカ大陸が出てきます。チョチョとマウスを動かすと人工衛星から日本付近を眺めるような感じで、九州、宮崎・・・宮崎市、橘通を上空から見る事が出来ます(同様に北朝鮮も見れるそうです)。加えて、この衛星写真には基準点の点の記等も貼り付けが可能なそうです。更に、えびの市、小林市方面はその写真にオルソー(平面)加工された衛星写真が貼り付けてあり、もっと鮮明な写真が見れます。のみならず田圃1枚の各辺長まで測れました。尚、これまでであれば、何の費用も要らない(つまりタダ)そうです。一寸費用を出せば、面積の算出その外も簡単に出来るそうですし、前述した衛星写真が貼り付けてある範囲は広がっているそうです。

こんなものを見てしまうと法務局のシステムが順調に稼働する前に、ネットの世界はどこまで進んでしまうのだろうと意気消沈もしますが、こんな技術も加えながら効率的な筆界特定の手法を確立することが私達に課せられた宿題のようです。

筆特は、まだ緒に着いたばかりで先は見えないままです。その中でいくつかの問題点も明らかになっています。例えば、些細(?)な問題では、何故?肝心な基礎測量が法務局側でできるようになっているか?筆界調査委員が測量を受託するのは随意契約との関係で問題がないのか?大きな(?)問題では、法14条地図地区での従来の業務との整合性をどうとるのか、既提出の測量図と相違箇所が出た場合はどうするのか、等々一朝一夕に答えが出せないような問題ばかりです。

しかし、ここである程度の成果と技術を確立できないと、ベースが明確でない儘では、後は

オンライン化されても一層混乱するだけで、未来型表示登記制度はすべて絵に描いた餅に終わります。全国の法務局に地図情報システムを導入するのに9,000億円が掛けられるそうです。そのシステムが順調に稼働しないと私達に未来はないでしょうし、ちゃんとシステムが稼働するようになれば私達の仕事はそれなりに安定するでしょう。

コンピューターはどうも苦手などと(私自身も含めて)弱音は吐かず、未来型の調査士業務を確立するために「筆特」を皆で勉強しましょ!

えー、そう言うわけで飲んだくれのダレ飲みは、筆特に調査士の未来を重ねて終わりました。チャンチャン!



「は か る」

私たちは「はかる」ことを生業としている。
距離・角度を測り、辺長を計り、面積を量っている。
このコーナーでは、「はかる」ことにまつわる色々な話題を紹介したいと思います。

今回は、我々が決して測ることはないが、身近な「はかる」ものである「音」についてお話しします。

まず「音の大きさ」の単位は、様々なところで見かけられると思いますが、「dB（デシベル）」が主なものです。「ホン」という単位もありますが、この2つには以下のような関係があります。

d B…発生した音を、機械等ではかり、その大きさをそのまま表示するもの。

ホン…dBを、人の聞こえる音に加工（換算）し、その大きさを表示するもの。

人の耳には、20Hz以下の高さの音は聞こえず、20,000Hz以上の高さの音（ex 犬笛）も聞こえず、1,000Hzの高さの音が最もよく聞こえるという特性があります。この特性で、音の大きさをはかる「ホン」は、鉄道ガード下の騒音値等でよく使われますが、人の耳に聞こえている音の大きさがそのまま表せる、という意味で、よく用いられており、dBと使い分けているのです。

また、音の大きさには、人の耳の特性に合うようにした、独特の表現方法があります。音の高さ（周波数：Hz）は、ピアノ奏者のように絶対音階が成立するのですが、音の大きさにはそれが成り立たないと言われます。つまり、ある発生した音の大きさを「今の音は〇〇dB」と、人が、機械無しに言い当てることは不可能だということです。

しかし、2つの音の大きさに対し、「前の音に対して後の音は2倍大きい」とか「4倍大きい」というのは比較的容易に分かるようです。

その人の耳の特性に近く表現するよう、音の大きさ：dBには以下の法則があります。

（例1）前の音の大きさを100dBとしたとき、その2倍大きな音は、106dB

（例2）前の音の大きさを120dBとしたとき、その2倍大きな音は、126 dB

勘の鋭い方ならもうお分かりでしょうが、前の音の大きさが何dBであろうと、それに対し6 dB増えると2倍大きな音になったことに、逆に6 dB減ると1/2の大きさの音になったことになるのです。ちなみに、20dB増えると10倍、20dB減ると1/10という関係もあります。

ここで、またまた勘の鋭い方なら、おやっ、と思ったかも知れません。0 dBという音の大きさが、「0個」「0 m」とは意味の違うものになるのです。100dBの大きさの音から20dB減る、更に20dB減る、更に…。そのうちその音の大きさは、0 dBとなりますが、この0 dBは最初の100dBに対し1/10万分という小さな大きさの音になっただけで、決して「0：音の無い状態」ではないのです。

実は、この0 dBは「最小可聴音圧」と呼ばれています。人の耳で聞くことができる一番小さな音の大きさということになります。つまり音の大きさは、この基準となる0 dBに対し、どれだけ大きな音なのかを表しているのです。

我々が「はかる」距離、角度とは性質を異にする、「音の大きさ」を「はかる」ことの不思議。その一端をお話ししましたが、少しでも理解して頂き、小さな感動を覚えていただければ幸いです。

知らなくてもいい！~~~~~ 得にもならない必要な知識

調査士の頭を悩ます筆界。筆界の根拠となっているのが地租改正の際に作られた地図。
このコーナーでは、地租改正・税・地図などに関する豆知識を紹介する。ただし、こんな知識は土地家屋調査士の業務には全くプラスにはならない(?)かも…。

前回は「荘園制度の廃止」まででした。
今回はその続きです。

律令国家の公地公民制が荘園の発達によって崩れていき、その荘園制度は、織田信長の「楽市・楽座」、豊臣秀吉の「太閤検地」で廃止されます。

織田信長は、中世的な旧制度を打ち破る政策として、荘園領主が通行料を取るために設置していた関所を廃止し、楽市・楽座を実施した。楽市・楽座は、それまで寺社や公家に納めていた市場税、営業税の廃止により、誰にでも自由に営業させるもので、物の流通により商業を発展させるものであった。また、中世の荘園領主を否定する意味を含め、比叡山を焼き尽くした事も有名である。この他に、後の近世権力の出発点となる検地政策も実施している。

「本能寺の変」後は、豊臣秀吉が、信長の検地をさらに発展させ「太閤検地」を全国統一基準で実施した。

これにより複雑だった土地所有関係が固定明確化した。

この様に、土地の耕作権および納税義務を明確化する一方、それまで大名領主と農民の中間に位置して中間搾取を行ってきた、土豪、地侍、名主、百姓らの権益を排除したため、各地で検地反対一揆がおこった。これに対して秀吉は徹底的な弾圧を行い「山の奥、海はろかい(櫓權)のつづき候まで」念を入れて検地をし、「相届かざる覚悟の輩(やから)あるに於いては…一人も残し置かずなでぎり」にするよう命令を出している。検地により、地侍や土豪を分解させ、兵農分離を図った秀吉は藏入(くらしいり)米(税として納められる米)や運上(うんじょう)金(全国の金山、銀山から納められる金、銀)で権力を蓄えていった。また、この太閤検地により、度量衡の制度が基礎づけられたことも特筆すべきことであり、秀吉後長く続く幕府体制の主軸となっていく。

【太閤検地の内容】

1. 自己申告制であった「指(さし)出(だし)」をやめ、土地を実測して面積を把握し、検地帳を整備した。
2. 田畑に4段階の等級をつけた。
3. 長さ、面積の単位を統一した。
6尺3寸を1間、1間四方を1歩、300歩を1反、10反を1町とした。
4. 枿を統一し、石高制とした。
5. 土地の権利関係を整理した。





「随筆」

日向支部 北山 高之

調査士会支部としては、このところのめまぐるしいまでの法改正、それに伴う規則、規定、関係書類等の改正、新設に目先を奪われ流れを追いかける（追われる？）のみで、公嘱受諾の法務局日向支局備え付け地図整備協力（会員の約90%が社員なので当たり前か）以外ほとんど活動らしい活動をしないまま一年が過ぎた感じがです。

なすすべもないままだ傍観者的な感じで改正（改悪も有りかな？）を眺め、時間の過ぎるのを待つだけ、情報の開示が少ないままに意見募集の伴わない上意下達的なやり方、などにストレスが溜まる一方なのは私だけではないでしょう。

支部便りと言いつつこれと言って紹介する物がナイこれはイカン。

と言うことでナンモナイよりシカタナイ私のストレス解消法（趣味）を紹介します。

その1. サイクリング

その2. モグリ（変なところに潜入するわけでは有りませんスキダイビングです）

その3. ジョギング

その4. PCいじり

その5. その他（日曜大工等）

などですが今回は

その1. サイクリングについて

まず必要なのは当然ながら自転車、自分家の周りを走り回る分にはママチャリでも何でもそれなりに面白いです。ちょっと遠出をとるとやはりそれなりの物が欲しいです。最近と同好の志も増えているのでご存じの方も多し

と思いますが、一応前置で、種類は色々あります。現在大きく分けてロードバイク、クロスバイク、マウンテンバイクの3種類でしょうか。ロードはツーリングや競技用にも使われる専用車、クロスは通勤通学、ツーリング、簡易な競技にも使われるロードとマウンテンの中間車、マウンテンはその名の通り山道とかオフロード専用車（流行で通学、通勤でタイヤを替えて町中でも使われていますが）、ちなみに所有車はロードに近いクロスバイク（ホイール径27インチ27段切替、車重フル装備約10kg）とマウンテン（ホイール径26インチ21段切替、車重約12kg）の2台ですが近頃はクロスに乗ることが多いです。

次に装備、形から入るなら、ヘルメット（自転車用）、シューズ、ウェア等です。ヘルメットだけは必要と思いますが後はスポーツが出来てギア等に絡まない物なら何でもOKでしょう。ただ長距離を乗る時パッドのない普通のスポーツウェアだと早めにお尻が痛くなります。

サイクルコンピューター、ハンディーGPS等があるとスピード、走行距離、現在地確認（ナビ兼用）とかが出来て面白いです。ハンディーGPSは三角点、公共座標データのある引照点（山間部）等の検索にも使えます。

季節を問わず楽しめますが、春先、秋口が風も気持ちよく楽しく走れます。夏もそれなりにいいですが水分補給が大事です。冬は服装、休息時の冷え込み対策、走った後の身体の手入れが他の季節より特に必要です。

平日は法務局支局等にも乗っていきますが、休日は25～50km、時間のある時は50km以上を目安に走ってます。先日（6/18(日)）は自宅（旧日向市）～門川～北郷区～西郷区～東郷町

～自宅の約75Km：休憩を含んで約3.5時間（平均時速25Km/h：休憩を除き）のツーリングに出かけ、管轄区域の広さを体感しました、次回は諸塚、椎葉にもと思っておりますがまだ道路事情が厳しいでしょう。今回も補修中のところが多数ありました。途中で何人か同好の志とすれ違いました。サイクリング人口も増えているようです。ゴルフに比較して初期費用は同じくらいでしょうか、自転車の価格もピン、キリですが、後の費用はメンテナンス以外ほとんど要らないし運動量は自分で調整できますし（速度、距離、時間）、日常でも使えますし中々いいですよ。ただ、事故には特に気をつける必要があります。ママチャリ等より格段にスピードが出ます（平地で30km/h前後）ので普通の自転車と勘違いした車に直前で方向転換されぶつかりそうになることが多々あります。

追加：事故と言えば、先日自家用車（自転車では有りません）走行中交差点で一旦停止違反の車が真横からぶつかってきました、車は全損、負傷はたいしたこと有りませんでした。がちょっと大変でした。事故には気をつけましょう。

愛車です



* おめでとうございます *

連合会主催の「第21回写真コンクール」で、宮崎支部塩月聖児会員の作品（題名「山の管理人」）が佳作に入賞しました。お喜び申しあげます。
今後の活躍に期待します。



宮崎支部 塩月 聖児

趣味が狩猟ということもあり、山や川を見たり探したりする事が大好きな私は、ドライブがてら西米良村から西郷村に抜ける国道265号線及び388号線（はっきり言って、とても国道とは思えない狭く曲がりくねった道なので行かない方がいいと思います）でこの写真を撮りました。この写真を撮る前にも、数頭の鹿、猪、兎等を見ましたが、野生の生き物を撮る事は、非常に難しくことごとく失敗し最後でやっと撮れた写真です。

ちなみにこの子鹿は、親子で立っていたが、親はすぐ逃げてしまい、余程お腹がすいていた

のか、親が「ピー」と呼ぶ声を無視して、目の前の若葉を食べていました。

5、6分程食べてお腹いっぱいになったのか、親のいる茂みの中へ歩いていきました。やはり、子鹿とはいえ、大自然の中でたくましく育っているせいか、近くで見ていると、貫禄すら感じることができ、調査士新米の私は、勇気を貰えたような1日でした。

来年は、雲海でも撮ってきます。

追伸 公嘱の仕事でトラバー点の選点中刺された、クマバチの巣の写真も送ります。
かなり痛かったです。その後みんなで保険に入りました……

平成18年 7月 4日





スタッフ紹介

日向支部

小田英紀事務所 三木 優

この事務所に入るまで、土地家屋調査士という職種さえ知らなかった私が、気づけばもうすでに9年もの月日が経っていました。時間が経つのは早いなぁとつくづく思いました。

今回は、スタッフ紹介で、どんな事でも構わないということだったので、自分自身の過去の失敗談を紹介したいと思います。9年も働いていれば失敗の1つや2つは、誰でもあると思いますが、そんな中の1つを紹介します。(ちょっと趣旨が違いますかね?)

当事務所に入所して1ヶ月にも満たない頃だったと思います。登記済証などまだ受け取ったこともなかったのですが、少し遠方だったので私が行くことになりました。日向から西都までだったので、片道1時間というところでしょうか。ちょっとした補正があったらしく、表示登記済証と一緒に申請書も法務局で渡され、それをそのまま日向まで持って帰ってきてしまいました。当然のことながら滅茶苦茶怒られました。すぐさま西都までユーターンです。結局、約4時間もの間運転しっぱなしでした。しかしながら、大変だったのは、日向に戻ってきてからでした。説教、説教また説教…

でも、いい勉強をさせてもらったなぁと思っています。あんな思いは二度としたくないですから。おかげさまで、あれ以来同じような失敗は多分やっていないと思います。

補助者になって間もない皆さん、こんな失敗しないように気をつけてください!

会務報告

第5回常任理事会 (抄)

1. 日 時 平成18年2月17日 (金)
 - (1) 第4回、第5回九B会長会、全国会長会議の報告
 - (2) 第5回研修会について
3月4日 (土) 宮日ホール
「筆界特定制度について」
 - (3) 非調査士実態調査について
今年度の調査は不可能
 - (4) 東九州自動車道の用地測量委託について
直接の業務依頼を受けられるよう努力する。
 - (5) 法務局会議における講師派遣について
谷口和隆会員 児玉勝平会員を派遣
 - (6) ADR特別研修について
(中間報告)
 - (7) 特定認証局研修会参加者人選
鎌田隆光会員 北山高之会員が参加
 - (8) 自家共済制度答申案について
3月24日の理事会に提出し承認を受ける。
 - (9) その他
用紙の印刷について、苦情相談についてを審議

第6回常任理事会 (抄)

1. 日 時 平成18年3月24日 (金)
 - (1) 日調連関係報告
 - (2) 改正不動産登記法に関する実務上の諸問題について
一般人による筆界特定の代理申請は、法務局ではチェックは困難との結論であった。
 - (3) 平成17年度事業報告と予算執行についての総括
 - (4) 平成18年度事業計画と予算案についての協議
通信費の削減、研修会の有料化、公益法人会計への移行、古地図の調査
特別会計のあり方を審議
 - (5) 会則改正についての協議

旅費規程の改正、支部交付金について、自家共済規程、個人情報保護に関する規程の制定、共済事業施行規則、弔慰規程の改正等を審議

第4回理事会

- 1. 日時 平成18年3月24日(金)
- (1) 日調連関係報告
- (2) 改正不動産登記法に関する実務上の諸問題について
- (3) 平成17年度事業報告と予算執行についての総括
 予算に対する執行率を示して監査を準備していると報告
- (4) 平成18年度の事業計画案と予算案についての協議
 苦情相談への対応、政治連盟との連携、研修会の実施、専門士業「無料相談会」の担当会としての業務、調測要領の位置づけについて、調査報告書のブロック説明会について協議
- (5) 会則改正についての協議
 各種規程の制定、改正を総会提出に全員賛成

平成18年度総会 (抄)

平成18年5月26日(金)
 ウェルシティ宮崎(宮崎厚生年金会館)
 第51回定時総会議案
 第1号議案 平成17年度会務報告並びに事業経過報告
 第2号議案 各種委員会報告
 (1) 綱紀委員会委員長 松元 光春
 (2) 境界鑑定委員会 “ 白土 和明
 (3) 苦情相談委員会 “ 鎌田 隆光
 (4) 自家共済検討委員会 “ 蓑原 照光
 第3号議案 平成17年度収支決算報告(特別会計を含む)の承認について(監査報告)
 綱紀委員会及び苦情相談委員会の具体的な内容を説明する。調測要領について1年間の検討結果を尊重する等の意見が出た。

- 第1～3号議案及び監査報告について承認
- 第4号議案 平成18年度事業計画(案)について
- 第5号議案 平成18年度収支予算(特別会計を含む)について
 各部長説明、審議後第4、5号議案併せて承認
- 第6号議案 宮崎県土地家屋調査士会旅費規程改正について
 賛成多数で議決
- 第7号議案 日調連自家共済返戻金について
- 第8号議案 宮崎県土地家屋調査士会自家共済規程制定について
 満場一致で議決
- 第9号議案 各種規則変更及び制定について
 「県調査士会個人情報の保護に関する規則」
 「県調査士会共済事業施行規則」
 「県調査士会弔慰規程」の改正

平成18年度政治連盟総会 (抄)

- 1. 日時 平成18年5月26日(金)
- 2. 議事
- 第1号議案 平成17年度活動経過報告について
 17年度は国会議員、県議会議員の2度の選挙があり多忙だった。
- 第2号議案 平成17年度収入支出決算並びに同監査報告について
 会費は5月現在で完納、三浦監事が監査報告をなした。
- 第3号議案 平成18年度運動方針(案)の承認について
 全調政連懇親会参加の国会議員のメンバー内容について、地元の政連の活動が見えない。もう少し広報活動をして欲しい。
- 第4号議案 平成18年度収入支出予算(案)第3号、第4号議案を併せて全員一致で承認した。

平成18年度 会務報告

18. 1. 4	水	仕事始め 法務局挨拶	県会役員 宮崎支部役員
12	木	A D R特別研修責任者会議	柳田事務局長 福岡
15	日	第4回九B会長会	松浦会長 福岡
16	月	全国会長会	松浦会長 東京(～17日)
20	金	税理士会賀詞交歓会	松浦会長 宮崎観光ホテル
21	土	第4回研修会	新井克美氏 (都城公証人) 宮日会館
27	金	筆界調査委員委嘱状交付式	宮崎地方法務局にて
2. 3	金	行政書士会新春講演会	松浦会長 ウェルシティ宮崎
10	金	第5回九B会長会	松浦会長 福岡(～12日)
10	金	17年度新人研修会	吉田、石山、衛藤、田村会員 佐賀(～12日)
17	金	第5回常任理事会	九B会長会の報告
20	月	法テラス意見交換会	鎌田副会長 ひまわり荘
24	金	第3回自家共済検討委員会	答申案について
3. 4	土	第5回研修会	中村宏道氏 宮嶋泰氏(大分会) 宮日会館
9	木	九B特定研修会	鎌田副会長、北山部長 福岡(～10日)
10	金	第2回支部長会	各支部業務報告
14	火	境界鑑定委員会	筆界特定制度の施行後の対応について
3. 19	日	A D R特別研修基礎研修	30名 福岡(～21日)
23	木	法務局との協議	鎌田副会長、谷口部長 宮崎支部
24	金	第6回常任理事会	平成17年度の事業報告と予算執行
〃	〃	第4回理事会	平成18年度の事業計画と予算案
31	金	筆界調査委員推薦委員会	調査委員10名の追加推薦
4. 1	土	ADRグループ研修開始	A D R特別研修受講者
4	火	法務局長着任挨拶	北川盛雄局長
6	木	登録証交付式	松浦会長 川越逸男会員
14	金	第1回常任理事会	定時総会の打合せ
18	火	監査	松浦会長 富田部長 酒井 宮田監事
20	木	六士会第1回協議会	ひまわり荘
21	金	第1回理事会	定時総会の打合せ
29	土	A D R特別研修集合研修	調査士会館 ～30日
5. 13	土	A D R特別研修総合講義	考査 受講者 福岡
26	金	第51回定時総会	ウェルシティ宮崎
26	金	平成18年度政治連盟総会	ウェルシティ宮崎
6. 3	土	第1回九B会長会	松浦会長 福岡 ～4日
4	日	平成18年度九B定時総会	松浦会長 福岡 ～5日
14	水	広報部会	谷口部長 衛藤、後藤、中嶋委員
19	月	日調連定時総会	松浦会長 蓑原副会長 東京～20日
26	月	法務局との協議	鎌田副会長 谷口部長 宮崎支部
7. 7	金	第1回制度財政検討委員会	河野委員長他9名
13	木	公嘱協会との協議	松浦会長 常任理事
15	土	第2回九B会長会	松浦会長 福岡 ～16日
15	土	九B担当者会同	松崎部長 北山部長 ～16日
16	日	「不動産調査報告書」 ブロック研修会	松浦会長 松崎部長 北山部長～17日
21	金	第2回常任理事会	「不動産調査報告書」研修会について

< 会 員 の 動 き >

◎登録事項変更（地名表示変更）

下記の会員は今回の市町村合併により本籍、住所、事務所のいずれかか、若しくは全部が変更となりました。また、一部の会員は旧住所からの変更を新たにされた方です。

佐藤 善彦	橋口 一郎	道久 弘美	瀬戸口和雄	柳井田 紘
緒方 一義	塩月 聖児	岩切 勝美	武藤 幸二	川越 和秀
斉藤 義幸	吉田 昌叙	荒武公一郎	伊東 進	宮田 正志
谷口 和隆	北山 高之	若杉 盛二	衛藤 哲郎	鬼塚総一郎
河野 俊治				

◎ 登録事項変更（一般）

氏 名	変更事項	変 更 後
川 越 啓 史	住 所	東諸県郡国富町大字本庄2046番地 3 SKハウスⅢ-202号
猪 野 一 博	本籍 住所	宮崎市瀬頭1丁目1番6号 グランドパレス瀬頭405号
村 川 憲 正	自宅 事務所	日向市東郷町山陰丙1515番地 4
田 島 信 雄	氏 名	田嶋 信雄
常 盤 泰 司	本籍 住所	延岡市北小路 7 番地23

◎退会者

年 月 日	氏 名	支 部 名	事 由
18年3月31日	二見 博史	宮崎支部	廃業
18年3月31日	川越 一忠	宮崎支部	廃業
18年5月21日	渡邊 健	日南支部	死亡



◎入会者



衛藤 要二 エトウヨウジ 生年月日 昭和49年12月14日
事務所 〒 880-0865 宮崎市松山1丁目9番8号
TEL 0985-29-0167 FAX 携帯 080-1718-6330
E-mail _____
入会年月日 平成18年1月20日 登録年月日 平成18年1月20日
登録番号 755号 公嘱協会 非加入 兼業 専業
自宅 〒 880-0032 宮崎市霧島2丁目193
TEL 0985-29-0167



田村 さち タムラサチ 生年月日 昭和56年5月19日
事務所 〒 880-0212 宮崎市佐土原町下那珂3958番地1
TEL 0985-72-0906 FAX 0985-72-0919 携帯 _____
E-mail _____
入会年月日 平成18年1月20日 登録年月日 平成18年1月20日
登録番号 756号 公嘱協会 非加入 兼業 専業
自宅 〒 884-0003 児湯郡高鍋町大字南高鍋6261番地1
TEL 0983-23-0615



川越 逸男 カワゴエイチオ 生年月日 昭和45年1月1日
事務所 〒 880-0912 宮崎市大字赤江111番地2
TEL 0985-56-8347 FAX 0985-56-8347 携帯 _____
E-mail _____
入会年月日 平成18年4月3日 登録年月日 平成18年4月3日
登録番号 757号 公嘱協会 非加入 兼業
自宅 〒 880-0912 宮崎市大字赤江111番地2
TEL _____



江藤 邦仁 エトウクニヒト 生年月日 昭和44年9月26日
事務所 〒 889-1301 児湯郡川南町大字川南13130番地5
TEL 0983-27-2544 FAX 携帯 080-5273-3286
E-mail _____
入会年月日 平成18年5月10日 登録年月日 平成17年9月1日
登録番号 758号 公嘱協会 非加入 兼業 専業
自宅 〒 861-4223 熊本県下益城郡城南町大字藤山3286番地1
TEL _____

◎お知らせ

新しい用紙の販売を始めました。
登記識別情報通知 目隠しシール
1シート(10枚入り) 200円 です。
日付あり、日付なしの2種類あります。

編 集 後 記

黄金比という言葉をご存じだろうか。いや失礼、図形や数字を扱う事を職業としている我々なら誰もがその言葉を目にした事はあるはずである。

黄金比は、最も美しい割合とされており、建造物を作る場合に利用しているだけではなく、自然界でも、この比率になっているという。美しいと感じるものには、この黄金比がひそんでいることが多いらしい。パルテノン神殿がこの比率であることはよく知られている。

奇しくも、この数字が登場してくる2冊の本を読んだ。1冊は今話題の「ダヴィンチコード」である。話題になっているから読んだが、本題の内容についてはともあれ、数列の話題などがでてきて、理系の人の頭脳もくすぐる内容であった。もう1冊は「博士の愛した数式」。この本には、数字にまつわる様々な話題が出てくる。友愛数、完全数、虚数…など。数字や数式ってこんなに美しいものだったんだなぁと実感させられた。常日頃から、精度、誤差などで、数字を扱う調査士さんにお薦めの1冊である。

また、この2冊の本は、映画化もされている。特に「博士の愛した数式」は、調査士発祥の地といわれている長野県で撮られていて、その美しい景色がすばらしいし、深津絵里扮する女性主人公が、一時勤務する仕事場が、調査士事務所であったりと、不思議と調査士に縁がある映画であった。一見の価値あり。

博士によると、「数学者は神様の手帳を覗き見るような作業をしている」らしい。神のみぞ知る筆界を探している調査士も数学者も「神頼み？」なのだろうか。

A D Rの特別研修が終わった。受講した皆様の感想は如何だろうか。1回目ということもあり、様々な問題点を含んでいたようにも思う。講座のあり方などの体制の問題だけではなく、

調査士制度の本質に関わるような問題を含む講義もあった様な気がする。研修が終わっても、すっきりした感じはなく、もやもやが残っただけという感想も伝え聞く。

研修を受ける中で一番痛切に思ったのが、我々がいかに法律に疎いかという事である。(失言です。「我々」ではなく、「私」です。) 憲法は普段条文を見ることすらないが、よくよくながめてみると、(あえて「ながめる」という表現にします。「勉強する」「理解する」という段階には到達できていません。) 憲法はこれ程我々の身近に存在していたのだという事を改めて認識させられた。また、人間として生きる上の哲学や国家観が必要であることも感じた。調査士という職業の倫理や社会的責務を考えるには、憲法は不可欠であるというあたり前の事をつくづく再認識した。しかしながら、生まれつき勉強することがきらいで、頭が悪いから調査士になったんだ、という不思議なプライドを持っている私としては、泊まり込みの勉強と試験はあまりうれしくない。

一方で、境界に関する紛争を我々が解決する事も社会的責務である。次年度以降の研修がどの様になっていくのか、調査士制度の発展と、社会的地位の向上につながる様な裁判外紛争解決制度になるように連合会の対応を望みたい。



TRY NEXT TRY NEXT

多種多様化する測量業務に対し、
高精度・作業時間短縮によるコスト削減を実現することで、
生産効率のUPをお手伝いいたします。

レンタルも実施中!

高精度衛星測量システム



- ・地籍測量
 - ・街区基準点測量
 - ・登記基準点測量
 - ・変位計測
- 各種測量業務における、生産性の効率化をUPできるGPSシステム



『測る、量る、計る』の事業で土地家屋調査士業務のソリューション・パートナー企業を目指します。

Hisanaga

TOPCON SOKKIA

測量機器 宮崎県代理店
販売、レンタル、修理、点検、校正

測量CADシステム・測量機
各種試験機・計測器・製図機
OA機器、パソコン、デジタルカメラ

株式会社 久永



株式会社久永は
ISO9001:2000を
測量機器の修理・校正を
対象に認証取得しています。

宮崎支店 宮崎市祇園3-173

Tel 0985-27-1101

延岡営業所 延岡市大瀬町2-1-2

Tel 0982-31-0259

<http://www.kk-hisanaga.com> E-mail hisanaga@bz01.plala.or.jp



夢を、光技術とデジタルで



Leica

MADE TO MEASURE



測量ソフト：福井コンピュータ・ウチダデータ

測量機械：トプコン・ライカ

設計用紙：桜井・きもと

境界杭：サンポリ・リプロ

株式会社 小川度量衡金庫店

□ 宮崎本社 宮崎市昭和町82番地1 TEL(0985)-22-8234 FAX(0985)-29-9213

□ 都城支店 都城市下川東1丁目12-1 TEL(0986)-22-0155 FAX(0986)-25-5731



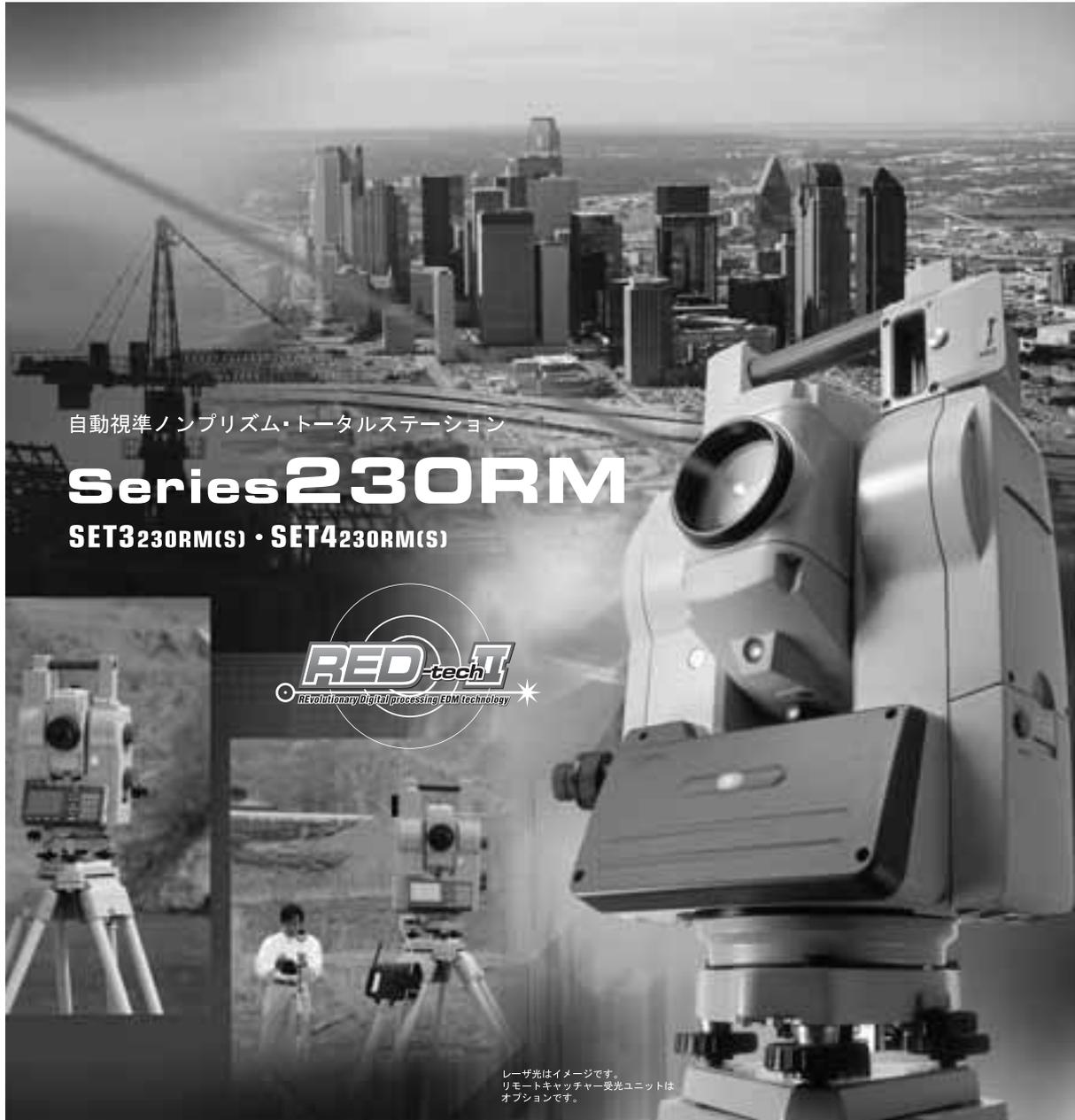
美しい仕上がりに真心をこめてお客様へお届けします。

タイプ・タイプオフ・伝票・チラシ・その他印刷全般

宮崎市田代町 265 - 2

TEL 28 - 4353

FAX 31 - 1430



ノンプリズムでも、自動視準でも。 この1台がマルチに対応。

新次元・ノンプリズム光波距離計 RED-tech II EDM と自動視準機能を一体化。あらゆる測量ニーズにこたえるトータルステーションです。

- ノンプリズム測定は、30cmから350mまでの超ワイドレンジをピンポイントに。
- 自動視準機能で、高精度な観測を実現。自動対回機能を使えば、より一層観測精度が向上します。
- さらにリモートキャッチャーとの組み合わせで、プリズム側からトータルステーションを完全コントロール。

株式会社 ソキア販売 東京都世田谷区用賀2-31-7 〒158-0097
TEL 03-6684-0846 FAX 03-6684-0941

□北海道 011-611-3441	□東北 022-257-3466	□東京 03-3708-4911	□東関東 047-309-7370
□新潟 025-243-8238	□名古屋 052-777-8877	□浜松 053-460-1051	□富山 076-494-1300
□金沢 076-292-2792	□大阪 06-5302-3931	□四国 089-970-8158	□広島 082-230-8111
□松江 0852-31-4300	□山口 083-972-1212	□福岡 092-472-3559	
□熊本 096-365-3789	□大分 097-556-6596	□沖縄 098-877-7007	



SOKKIA

©2005 SOKKIA CO., LTD.

www.sokkia.co.jp 株式会社ソキア

ひとりひとりに、最高品質の安心を。



www.ms-ins.com 三井住友海上火災保険株式会社

日本土地家屋調査士会連合会 共済会各種保険取扱

○ 職 業 賠 償 責 任 保 険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○ 測 量 機 器 総 合 保 険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○ 団 体 扱 自 動 車 保 険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070

(有)クロキシシステム販売は信頼メーカー商品で
土地家屋調査士業務を支援します。

Network Land Surveyor's System

ウイングネオ

WingNeo



調査士エディション



アイサンテクノロジー株式会社

AITWAIS

土地家屋調査士業務総合支援システム



この国の測量シーンを、先進テクノロジーでリード。
すべての現場にライカのソリューションを。

Leica
Geosystems



20cm - 200m (±3mm)

Reliable
Quick
Easy
Safe
Efficient
Accurate



充電24V大容量3.0Ah
ニッケル水素電池パック採用

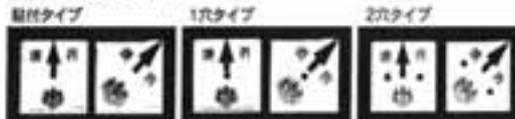
■各種金属板・アルミクリアー



■各種測量プレート



■各種アルミプレート



■プラスチック境界杭
カールインシソーズ



GIS機器・CADシステム・DTPシステム
クロキシシステム販売

宮崎市大塚町乱橋4564-3
TEL(0985)51-5172
FAX(0985)51-5641

オフィスのトータルプランナー

複写機 OA機器 販売・保守
スチール・オフィス什器 販売



RICOH

ネットワーク対応 デジタルフルカラー複合機

imagio
MP C3000



東洋事務器株式会社

代表取締役 吉野正広

本社/
宮崎市柳丸町158番地
TEL(0985)25-8870代
FAX(0985)25-3298

国富支店
東諸県郡国富町大字宮王丸
TEL(0985)75-2928代
FAX(0985)75-4739

元気No.1

企業を目指します。

品質 ISO 9001 認証取得 環境 ISO 14001 認証取得

創造と開拓の心で 情報サービス業を目指します。



Printing



DTP



Multimedia



Design

あらゆる印刷物を取り扱っております。

パンフレット・カタログ・チラシ・ポスター・メニュー・リーフレット・取扱説明書・ポップ
DM・ハガキ・シール・名刺・封筒・ラベル・ロゴ制作・トレース・画像取り込み・画像編集
画像切り抜き・テキスト打ち・バナー広告(FLASH、アニメーションGIF等)・HTMLに
よるリンク形式のマニュアル、印刷物等・PDFによるデジタル印刷物・新聞・本・記念誌
自費出版・アルバム・PDF等のデジタル出版物。



株式
会社

文昌堂

印刷・出版・企画デザイン・ホームページ作成

●本社 社/都城市東町18街区1号 TEL 0986-22-1121 FAX 0986-25-6408

●宮崎営業所/宮崎市東大淀一丁目1番16 ライトコート115号 TEL 0985-51-0566

URL <http://www.bunsho.co.jp>